



社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

船橋市ボランティアセンター

ボ ラ ン テ ィ ア の

しおり



お申込み・お問い合わせは

船橋市ボランティアセンター

273-0005船橋市本町2-7-8福祉ビル3階

TEL : 047-431-8808 FAX : 047-431-2678

～ 目 次 ～

1. ボランティアってなんだろう・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. ボランティアセンターとは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
①ボランティアセンターの役割・・・・・・・・・・・・・・・・	2
②ボランティア活動の例・・・・・・・・・・・・・・・・	3
③活動の場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・	3
④ボランティア登録・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. ボランティア活動10のルール・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 船橋市市民活動総合補償制度のこと・・・・・・・・・・	5
(ボランティア保険)	
5. 地区社協とは・・・・・・・・・・・・・・・・	7



ボランティアってなんだろう

ボランティアとは、「個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動である」と世界ボランティア宣言で定義づけられています。その活動には、自主性、無償性、公共性、先駆性という理念が掲げられ、これはボランティア 4 原則ともいわれています。すなわち、ボランティアとは、「自らの意思で、他人や社会のために行う非営利活動」と言えるでしょう。

【ボランティア四原則】

①自主性・主体性

ボランティアさんの自身の意思によって行う行為で、他から強制されたり、義務として押しつけられたりするものではありません。

②社会性・連帯性・公共性

誰もが生き生きと豊かに暮らしていけるように、お互い支えあい学びあう活動です。

③無償性・無給性

金銭的な報酬を期待して行う活動ではありません。しかし、お金では得られない「出会い」「発見」「感動」「喜び」「充実感」が得られます。

④創造性・開拓性・先駆性

今、何が必要とされているのかを考えながら、よりよい環境を皆さんの手で作っていく活動です。

【ボランティアの語源】

ラテン語でボランティアという言葉から始まったとされる。英語でボランティア。1647年にイギリスの自警団が結成され、これが始まりだとされている。その後フランス革命やアメリカの南北戦争などの参加した志願兵をボランティアと言った。

自発的に無償で参加したことから、このような行為をボランティアと言うようになった。



ボランティアセンターとは

ボランティアがともに集い、学びあいの場として、さらに連帯の輪を広げるための拠点（よりどころ）です。

また、ボランティア活動をしやすいように環境を整備し、活動を推進していくため、さまざまな援助をしています。

ボランティアセンターの役割

■相談・紹介

- ボランティア活動をしたい人の相談や登録
- ボランティアを必要とする人や、施設からの相談
- ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする側との調整
- 地域で福祉活動を進めるうえでの相談

■研究・育成

- ボランティア活動に必要な知識や技術などの各種講座、研修会などの開催
- ボランティアに関する学習のきっかけづくり

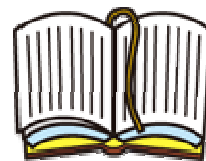
■情報提供

- 福祉関係の月刊誌・新聞
- その他

■図書・資料・器材の貸し出し提供

- 車イス、アイマスク、白杖、点字板
- 福祉ビデオ、福祉図書
- 高齢者疑似体験用具、妊婦体験用具

※原則として、船橋市内の学校、公的機関、公共施設、福祉施設等に予約制で貸出しています。



受付電話番号 047-431-8808
予約受付時間 9:00~17:00
貸出し・返却受付時間 9:00~16:30

ボランティア活動の例

■自宅や職場でできる活動の例

使用済み切手の収集、1円玉募金、物品（そうきんなど）寄付など

■地域の中でできる活動の例

ひとり暮らし高齢者の方、在宅心身障がい者の方の話し相手、外出介助、手紙の代筆、
地区社会福祉協議会事業・活動のお手伝いなど

■福祉施設でできる活動の例

行事の手伝い、入所者の話し相手・散歩の相手、レクリエーション活動、
植樹等の手入れ、掃除、理美容、楽器の演奏、洗濯物たたみなど

■その他

イベントのお手伝い、点訳・朗読など

※身体介護など直接身体に触れる活動は対象外となる場合があります。



活動の場の提供

詳しくは、船橋市ボランティアセンターのホームページ「ボランティア募集一覧」を
ご覧頂くか、フェイスビル5F市民活動サポートセンター、ボランティアセンターにて
冊子を配架しています。その他ご自宅近辺での活動を希望される方は地区社会福祉協議
会のご案内などもさせていただいております。（「地区社協とは」参照）

詳細は（431-8808）までお問い合わせください。

ボランティア登録

ボランティア活動前に登録手続きをお願いいたします。登録要件は以下のとおりです。

初回の登録手続きはボランティアセンター窓口にご来所ください。

登録は1年度（登録日～翌年3月末日まで）となり、毎年3月までに登録更新手
続きを行います。

※登録と同時に船橋市市民活動総合補償制度（ボランティア保険）に加入となります。

■登録要件

- ① ボランティア活動先及び活動開始日が決定していること
- ② 主な活動場所が船橋市内にあり、市内で継続的かつ計画的に福祉活動が無報酬（実費弁償程度の場合を含む）で行う、個人及び5名以上で自主的に組織され、構成員の70%以上が船橋市内在住者のグループ

■登録対象とならない主な活動

- ① 海外における活動
- ② 学校管理下における活動
- ③ 特定の政党若しくは宗教に係る活動
- ④ 営利及び自己のために行う活動
- ⑤ 職業として行う活動
- ⑥ 会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ・レクリエーション・趣味・教養・文化等の活動



※その他該当しない場合があります

ボランティア活動 10 のルール

- ① 無理のないスケジュールで活動しましょう。
- ② 相手に必要な手助けをしましょう。善意の押し売りにならないようにしましょう。
- ③ 約束や秘密を守りましょう。
- ④ 積極的に、かつ謙虚に振る舞いましょう。
- ⑤ けじめのある行動をしましょう。自分の中でできることを整理しておきましょう。
- ⑥ 家族や職場の理解と協力を得たうえで、活動しましょう。
- ⑦ 安全面にも気配りして活動しましょう。
- ⑧ 学ぶ姿勢を忘れないようにしましょう。
- ⑨ 活動の記録をとりましょう。
- ⑩ 仲間を増やしましょう。



船橋市市民活動保障制度のこと (ボランティア保険)



この保険は、

- ①ボランティアが活動中にケガをした場合の「傷害補償」
 - ②第三者の身体又は財産に損害を与えた場合に賠償金を支払う「損害賠償補償」
- をセットにしたもので、その主なあらまきは次のとおりです。

■補償期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで（加入年度）です。なお、中途加入の場合は加入日から有効です。

■加入できる方

ボランティア登録要件を全て満たしている方（「ボランティア登録」参照）

■加入手続き

活動前に窓口にご来所の上、ボランティア登録申請書などを記入していただきます。

■この保険でいうボランティア活動中とは

※無報酬であり、かつ自助活動他ではないことが条件となります。

※活動場所への往復途上やボランティアの学習会、活動の企画、運営会議などへの参加も活動中とみなします。



■補償の種類と内容

○傷害補償

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、ボランティア活動参加者が死亡又は負傷した場合に補償します。

補償区分	補償限度額	内容
死亡補償	1人 500万円	事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき
後遺障害補償	1人 15～500万円	事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき
入院補償	1人 日額 3,000円	事故発生日から180日までの入院を限度
手術補償	1人 30,000円 60,000円 120,000円	入院補償金が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約約款に定められた倍率(10,20,40倍)を乗じた額
通院補償	1人 日額 2,000円	事故発生日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度

※ボランティア活動者の住居との通常経路往復中も対象となります。

※日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故も補償の対象となります。

○損害賠償補償

ボランティア活動中の過失により、ボランティア活動者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に補償します。 【免責額(自己負担額) 1事故(補償区分毎) 5,000円】

補償区分	補償限度額	内容
身体賠償	1人につき6,000万円まで、 1事故につき2億円まで	第三者の身体に損害を与えたとき
財物賠償	1事故につき100万円まで	第三者の財物に損害を与えたとき
受託物賠償	1事故につき100万円まで	第三者からの預かり品等に損害を与えたとき

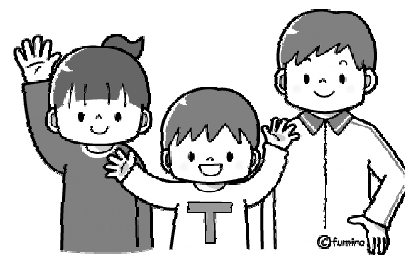
■補償の対象とならない事故の例

傷害事故	賠償責任事故
<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア活動者の故意による事故 ◆ボランティア活動者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ◆ボランティア活動者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故(ただし、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故を除く) ◆ボランティア活動者の医学的他覚所見のない頸部症候群又は腰痛 ◆戦争、変乱、暴動による事故 ◆地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故 ◆山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故 ◆その他保険契約に係る約款等によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故 ◆地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故 ◆ボランティア活動者の故意による事故 ◆建物や施設の改築・修理などに起因する事故 ◆ボランティア活動者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故 ◆その他保険契約に係る約款等によるもの

詳細は「船橋市市民活動総合補償制度のご案内」をご確認ください。

注：事故が発生したら、速やかにボランティアセンター(047-431-8808)まで

地区社協とは



地区社会福祉協議会（略して「地区社協」）では、ミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、地域福祉まつりなどの事業を行っています。

事業内容などのお問い合わせは、各地区社会福祉協議会又は船橋市社会福祉協議会（船橋市ボランティアセンター）までお願いします。

※地区社会福祉協議会は、月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始は除く）の午前10時～午後3時までです。ただし、公民館が休館の時にはお休みになる場合があります。また、お住まいの地域により管轄となる地区社協が異なります。

	地区社協名	場所(事務拠点)	電話
1	宮本地区	宮本6-18-1 宮本公民館内	421-1018
2	湊町地区	湊町1-11-19 南老人福祉センター内	433-9150
3	本町地区	本町2-2-5 中央公民館内	434-6556
4	海神地区	海神6-3-36 海神公民館内	437-2207
5	葛飾地区	西船4-17-3 西船橋出張所内	437-6633
6	本中山地区	本中山1-6-6 西部公民館内	047-336-7011
7	塚田地区	前貝塚町601-1 塚田公民館内	430-7345
8	法典地区	藤原7-33-7 法典公民館内	430-8077
9	夏見地区	夏見2-29-1 夏見公民館内	425-3808
10	高根・金杉地区	高根町2885-3 高根公民館内	438-5671
11	高根台地区	高根台1-2-5 高根台公民館内	467-4551
12	高芝地区	新高根1-12-9 新高根公民館内	469-5050
13	前原地区	前原西2-21-21 東部公民館内	471-8121
14	二宮・飯山満地区	飯山満町1-950-3 飯山満公民館内	424-0317
15	薬円台地区	薬円台5-31-1 社会福祉会館内	469-6118
16	三田習地区	三山8-19-1 三山市民センター内	471-3325
17	習志野台地区	習志野台1-6-7 ライツC号室	465-0250
18	二和地区	二和東5-26-1 二和公民館内	447-3711
19	三咲地区	三咲3-5-10 三咲公民館内	440-2161
20	八木が谷地区	八木が谷2-14-6 八木が谷公民館内	448-7713
21	松が丘地区	松が丘4-32-2 松が丘公民館内	468-6120
22	大穴地区	大穴南3-19-1 海老が作公民館内	464-8581
23	豊富地区	豊富町4 北部公民館内	457-1552
24	坪井地区	坪井町1371 坪井公民館内	402-0933

＝お気軽にお越しください＝



■ 船橋市ボランティアセンター ■

開所時間 (月)～(金) 9:00～17:00 まで
(土日祝日年末年始を除く)

http://www.funabashi-shakyo.or.jp/volunteer_center

〒273-0005 千葉県船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3F

TEL 047-431-2653 (船橋市社会福祉協議会)

TEL 047-431-8808 (ボランティアセンター)

FAX 047-431-2678

